

引き上げ分の地方消費税交付金の使途について

○ 税率の引き上げ

消費税・地方消費税が以下のとおり引き上げられました。

適用時期	平成26年3月31日以前	平成26年4月1日以降	令和元年10月1日以降	
			標準税率	軽減税率(注1)
消費税率	4%	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率	1%	1.7%	2.2%	1.76%
合計	5%	8%	10%	8%

(注1) 軽減税率の適用対象は次のとおりとされています。

- ① 飲食料品（酒税法に規定する酒類を除く。）の譲渡（外食を含まない。）
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡

○ 税金の使途

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、消費税法及び地方税法が改正され、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が5%から8%へ、令和元年10月1日から標準税率が10%へ引き上げられました。

この引き上げ分に係る地方消費税交付金については、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費は除く）に充てることとされています。

* 「社会保障4経費」……制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

○ 本町の令和5年度一般会計決算書における上記経費の充当状況は、以下のとおりです。

財源内訳

(千円)

区分	対象経費	特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (増税分・社会保障財源)	その他
障害者 福祉費	283,580	195,733	0	857	84,000	2,990
健康増進 事業費	22,857	852	0	2,518	6,113	13,374
合計	306,437	196,585	0	3,375	90,113	16,364

施策の成果と主要な問題点等

（障害者福祉費）

障がいのある方の自立と社会参加を促進し、地域ぐるみの福祉活動及び福祉団体の育成を図り、ぬくもりに満ちた福祉の風土づくりを推進することを施策の目的としております。障がいのある方が自立した日常生活及び社会参加を営むことができるように、障害福祉サービスや補装具及び日常生活用具の給付、相談支援事業等を実施し、施策の適正化を図って参ります。

（健康増進事業費）

メタボリックシンドローム該当者が多く、脳血管疾患や虚血性心疾患などの重篤な病気を発症するリスクが高いです。医療体制が脆弱な離島であり、特に予防に力を入れていく必要があります。現状の周知や生活習慣病の予防のための健康教育、特定健康診査をはじめ各種がん検診等の受診勧奨など、疾病の早期発見、早期治療（重症化予防）につなげるための事業を実施しています。